さ情審査答申第157号平成30年 6月27日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年12月8日付けで貴職から受けた、「行政透明推進課が保有する大宮区役所新庁舎整備に関する市民説明会に係る個人情報取扱事務台帳」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年9月4日付け総総行透第2173号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不存在とした文書の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、以下のとおりである。 不存在は違法かつ不当

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書において、おおむね以下のように説明している。 さいたま市個人情報保護条例第6条第1項において、実施機関は、個人情報 取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ個人情報取扱事務の 名称等を届け出なければならないとされており、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、担当課があらかじめ個人情報取扱事務届出書(以下「届出書」という。)を作成し、行政透明推進課に提出することになっている。行政透明推進課は、届出書の提出を受けると、個人情報取扱事務台帳を作成している。

平成27年8月24日に異議申立人から行政透明推進課に問い合わせがあり、内容は、平成27年8月22日に実施された大宮区役所新庁舎整備に関する市民説明会(懇談会)では、説明会に来た市民の氏名等の個人情報を収集していたが、届出書が提出されているのかどうか知りたいというものであった。そこで、届出書の提出の有無を確認したところ、当該届出書の提出がなかったため、その旨を異議申立人に回答したところ、異議申立人から開示請求書を提出するとの話があり、本件開示請求書が提出された。

開示請求書の受付時に、行政透明推進課職員が行政情報は存在しない旨を再度説明したが、異議申立人からはそれならば不存在で決定しろ、異議申立てを出すからという趣旨の発言があった。異議申立人に説明したとおり、本件開示請求日時点では、大宮区役所新庁舎建設準備室から行政透明推進課に対して、届出書は提出されていなかったため、行政透明推進課において保有していないことから文書不存在による不開示決定を行った。

なお、「大宮区役所新庁舎整備事業関連事務」に係る届出書は開示請求日より後の平成27年8月25日に提出されており、そのことは行政情報不開示決定通知書に記載することにより異議申立人に知らせている。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、異議申立人が、平成27年8月24日付けで行った本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が、平成27年9月4日付けで行った不開示決定に対してなされたものである。実施機関は、当該開示請求に対し、請求日時点において、本件対象行政情報を保有しておらず存在しないため、不開示決定を行ったものであるが、異議申立人は、不存在は違法かつ不当であることを理由として、異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の当否について

異議申立人の異議申立ての理由は、「不存在は違法かつ不当である」というものである。しかしながら条例による行政情報開示は、開示請求のあった時点において実施機関が保有している文書等を対象とするものであるから、平成27年8月24日時点で実施機関が保有していなかった本件対象行政情報は、開示される文書の対象にはならない。したがって、実施機関におい

て保有しておらず、存在しないとして不開示とした本件処分は妥当である。 3 以上のとおりであるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので 前記1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

1	平成27年12月 8日	諮問の受理(諮問第415号)
2	平成30年 4月12日	審議
3	平成30年 6月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏 名	備考
会 長	池上純一	大学教授
委 員	伊藤 一枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委員	塚 田 小 百 合	弁護士
委員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)